

(様式2)

教育委員会 (議案・報告) 第 37 号

(所 管) 地域教育支援部 地域教育振興課

件 名	堺市立学校の施設開放に関する規則の一部改正について
提 案 理 由	<p>学校施設開放事業は、生涯学習推進事業の一貫として、スポーツ活動を含めた積極的な学習機会を地域住民に提供し、地域住民のコミュニティづくりに寄与するため、学校教育活動に支障のない範囲内で実施している事業である。</p> <p>当該事業の円滑かつ適切な運営に資することを目的として、所要の改正等を行うため、上程するものである。</p>
議案（報告）の概要又は要旨	<p>1 改正の趣旨</p> <p>学校施設開放事業における利用の対象及び学校施設の使用許可手続について、規定の明確化を図るため、所要の改正等を行うものであること。</p> <p>(1) 開放事業の利用団体の構成員の人数及び代表者に関する要件について、教育長に委任する旨を規定上明記するもの</p> <p>(2) 開放事業を実施する学校の施設の使用許可手続について、規定上明記するもの</p> <p>(3) 規定の整備を行うもの</p> <p>2 施行期日</p> <p>令和6年4月1日</p>
備 考	
議決後必要となる取組	<p>この案件の教育委員会議決後は、</p> <p>■ 上記案により、公布する。</p> <p>□ 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。</p> <p>□ その他（ ）</p>

議案第 37 号

堺市立学校の施設開放に関する規則の一部改正について

堺市立学校の施設開放に関する規則の一部について、次のとおり改正する。

令和 5 年 11 月 22 日
堺市教育委員会
教育長 栗井 明彦

堺市立学校の施設開放に関する規則の一部を改正する規則

堺市立学校の施設開放に関する規則（昭和57年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項各号列記以外の部分中「ものは」の次に「、教育長が定める人数以上の構成員を有し、かつ、教育長が定める年齢以上の代表者を有する団体で」を加え、「団体」を「もの」に改める。

第6条の見出しを「（利用の登録等）」に改め、同条第2項中「前項の登録」の次に「（以下「登録」という。）」を加え、同条第3項中「第1項の」を削り、同条第4項中「第1項の規定による」を削り、同条第5項中「第1項の」を削り、同条に次の2項を加える。

6 開放施設を使用しようとするものは、使用許可申請書を運営委員会を通じて教育長に提出しなければならない。

7 教育長は、開放施設の使用を許可したときは、使用許可書を申請者に交付する。

第7条第2号中「利用」を「使用」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の第6条の規定は、施行日以後の日に係る開放施設の使用について適用し、同日前の日に係る開放施設の使用については、なお従前の例による。

（施行前の準備行為）

3 施行日以後の使用に係る開放施設の使用許可に関し必要な手続その他の行為については、この規則の施行前においても、この規則による改正後の堺市立学校の施設開放に関する規則の規定の例により行うことができる。

堺市立学校の施設開放に関する規則（昭和57年教育委員会規則第9号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(利用の対象)</p> <p>第5条 開放事業を利用することができるものは、次の各号のいずれかに該当する<u>団体</u>とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(利用の登録)</u></p> <p>第6条 開放事業を利用しようとするものは、あらかじめ登録を受けなければならない。</p> <p>2 前項の登録の有効期間は、当該登録を受けた日からその日の属する年度の末日までとする。</p> <p>3 <u>第1項</u>の登録を受けようとするものは、登録申請書を運営委員会を通じて教育長に提出しなければならない。</p> <p>4 教育長は、<u>第1項の規定による登録</u>をしたときは、登録承認書を申請者に交付する。</p> <p>5 <u>第1項</u>の登録を受けたものは、登録を受けた事項に変更があったときは、速やかに教育長に届け出なければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(利用の対象)</p> <p>第5条 開放事業を利用することができるものは、<u>教育長が定める人数以上の構成員を有し、かつ、教育長が定める年齢以上の代表者を有する団体</u>で、次の各号のいずれかに該当する<u>もの</u>とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(利用の登録等)</u></p> <p>第6条 開放事業を利用しようとするものは、あらかじめ登録を受けなければならない。</p> <p>2 前項の登録<u>(以下「登録」という。)</u>の有効期間は、当該登録を受けた日からその日の属する年度の末日までとする。</p> <p>3 登録を受けようとするものは、登録申請書を運営委員会を通じて教育長に提出しなければならない。</p> <p>4 教育長は、登録をしたときは、登録承認書を申請者に交付する。</p> <p>5 登録を受けたものは、登録を受けた事項に変更があったときは、速やかに教育長に届け出なければならない。</p> <p><u>6 開放施設を使用しようとするものは、使用許可申請書を運営委員会を通じて教育長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>7 教育長は、開放施設の使用を許可したときは、使用許可書を申請者に交付する。</u></p>

(利用者の遵守事項)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) (略)
- (2) その利用に係る開放施設、附属設備その他器具備品等を善良な管理者の注意をもって管理すること。
- (3)～(4) (略)

(利用者の遵守事項)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) (略)
- (2) その使用に係る開放施設、附属設備その他器具備品等を善良な管理者の注意をもって管理すること。
- (3)～(4) (略)